

令和6年能登半島地震 新潟市 復旧・復興までの実施計画

令和7年7月1日 時点



- ①令和6年6月12日策定
- ②令和6年9月1日改訂
- ③令和6年11月1日改訂
- ④令和7年1月1日改訂
- ⑤令和7年4月1日改訂
- ⑥令和7年7月1日改訂

目次

基本的な考え方 p 1

新潟市 復旧・復興への基本方針 p 1

基本方針1 生活の再建支援

◎り災証明書 p 2

◎広報 p 3

◎相談 p 4

◎すまいの再建に向けた支援 p 7

○すまいの再建 p 7

◎生活の再建に向けた支援 p 12

○経済的支援 p 12

○減免・免除 p 15

○その他 p 18

基本方針2 生業の再建支援

◎中小企業等の生業支援 p 20

◎観光産業の支援 p 21

◎農林水産業の支援 p 22

◎その他 p 23

基本方針3 公共インフラ等の復旧

◎公共土木施設等の復旧 p 24

◎公共施設の復旧（学校・社会教育施設、文化財など） . p 26

基本方針4 安心・安全で災害に強いまちづくり

◎防災・減災対策の推進 p 29

◎将来に向けた液状化対策 p 31

変更点の記載方法

令和7年7月1日改訂分での変更点は、
朱書き赤枠で記載しています。

基本的な考え方

令和6年1月1日に発生した能登半島地震からの本格的な復旧・復興を確実に進めるため、4つの基本方針のもと、被災された市民や事業者の声をお聞きしながら、また、国県をはじめ多様な主体と連携協力をしながら、総合的かつ計画的に、市の総力をあげて取り組まなければなりません。

ここに、復旧・復興に向けた本市の取り組みを「令和6年能登半島地震 新潟市 復旧・復興までの実施計画」としてお示しし、庁内だけでなく、市民や事業者等とも共有しながら、「一日も早い、復旧・復興の実現に向けて」着実に歩みを進めてまいります。

新潟市 復旧・復興への基本方針 ～一日も早い、復旧・復興の実現に向けて～

基本方針1 生活の再建支援

—すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援—

- ・すまいの再建に向けた支援
- ・生活の再建に向けた支援

基本方針2 生業の再建支援

—商工業や観光業、農林水産業などの生業再建の推進—

- ・中小企業等の生業支援
- ・観光産業の支援
- ・農林水産業の支援

基本方針3 公共インフラ等の復旧

—被災施設の復旧対策の推進—

- ・公共土木施設等の復旧
- ・公共施設の復旧（学校・社会教育施設、文化財など）

基本方針4 安心・安全で災害に 強いまちづくり

—災害に備えた防災・減災対策の推進—

- ・防災・減災対策の推進
- ・液状化対策

基本方針

Ⅰ 生活の再建支援 – すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 –

◎り災証明書

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
り災証明書の発行	令和6年能登半島地震により被害にあった住家（居住実態のある家屋）について、り災証明書を発行する。	R6.1.1~ 申請の受付・発行					財務部
				申請期限：R7.12.26			

基本方針

Ⅰ 生活の再建支援 – すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 –

◎広報

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
生活再建支援制度等の情報発信	<p>生活再建支援制度等の情報を迅速かつ確実に被災者に届けられるよう、以下の媒体を通じ、広く発信する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやメール、SNSなどのデジタル媒体 ・市報にいがたや被災者支援チラシ、復興だよりなどの紙媒体 ・テレビやラジオ、新聞（広告）などのマスメディア ・市長記者会見や報道資料、記者ブリーフィングなどによる報道機関を通じた情報発信 	<p>ホームページ・メール・SNSなど 随時発信</p>					政策企画部
	<ul style="list-style-type: none"> ・「被災者支援制度 利用の手引き」WEB版・PDF版の公開 	<p>「被災者支援制度 利用の手引き」随時更新・周知</p> <p>【WEB版】 R6.1.29～被災状況などにより受けられる支援制度の候補を抽出できるWEB版を公開</p>					

基本方針

Ⅰ 生活の再建支援 – すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 –

◎相談

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
生活再建支援チーム	<p>被災者が生活再建に取り残されてしまうことのないよう1日も早い再建を目指し、被災した市民に寄り添ったきめ細かな支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯への戸別訪問などによる被災者の把握 ・地域と連携した被災者への声掛け支援 ・被災者の生活や住宅の再建に向けた見守り・相談支援 ・被災者への生活再建に向けたアンケート等の実施 ・被災者台帳の整備・管理、データに基づく被災者支援 		<p>戸別訪問による支援</p>	<p>～R7.3</p>			政策企画部
			<p>地域と連携した声掛け支援</p>				
			<p>R6.9.10～</p>				
				<p>ささえあいセンターによる見守り・つなぎ</p>			
				<p>アンケート等 随時実施</p>			
				<p>被災者台帳の整備・管理・データに基づく支援</p>			

基本方針

Ⅰ 生活の再建支援 – すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 –

◎相談

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
被災相談窓口の開設	<p>り災証明書の交付に併せ、被災者支援制度等の相談・申請が行える被災相談窓口を開設する。</p> <p>主な取扱い支援策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書 ・被災者生活再建支援金 ・水道料金、下水道使用料金免除 ・被災者住宅応急修理 ・被災家屋等解体・撤去 ・液状化等被害住宅修繕支援 ・液状化等被害住宅建替・購入支援 ・液状化被災宅地等復旧支援 	R6.1.24~	相談窓口開設				危機管理 防災局
心配ごと相談	被災によって生じた不安や悩み、からだやこころの不調、孤独感を傾聴し、必要に応じて関係機関を案内する。	相談窓口開設	完了 R6.1.29 ~3.31				市民生活部
被災住宅の相談等	地震により被災した住宅の修繕に係る技術的相談に建築士が応じる。	相談窓口開設	完了 R6.1.15 ~3.29				建築部
士業総合相談会の開催	被災された方々への相談機会を拡充するため、弁護士・司法書士・土地家屋調査士などの専門家による総合相談会を、新潟県弁護士会と共同で開催する。	総合相談会の開催	完了①R6.1.31 ②R6.2.28				市民生活部

基本方針

Ⅰ 生活の再建支援 – すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 –

◎相談

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
被災宅地地盤の相談	地震により被災した宅地地盤や擁壁の損壊などに関する疑問について、知見を有する者(公益社団法人地盤工学会)が相談に応じることで、被災者の不安の軽減を図る。	相談窓口開設	①R6.3.9 完了 ②R6.3.12 ③R6.3.23 ④R6.3.26				都市政策部
こころとからだの健康相談	地震後、めまい・頭痛が治らない等のからだの相談や、不安やつらい気持ち等のこころの相談に対し、保健師や精神保健福祉士等の専門職が対応し助言や必要な支援を行う。		通常業務と同様に相談を受付				保健衛生部
こどものこころのケア	被災によるPTSD等の症状やこころのケアに関する相談を行う。		みなし仮設等入居者への聞き取り	完了 R6.6.27~7.31			こども未来部

基本方針

Ⅰ 生活の再建支援 – すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 –

◎すまいの再建に向けた支援

○すまいの再建

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
液状化等被害住宅 建替・購入への支援	揺れや液状化等による住宅被害に対し、本市独自の制度により、現地での建替えや移転しての建替え、新築建売住宅や中古住宅などの購入を支援する。	R6.3.21~			実績報告 ~R8.3.31 申請期限 (建替)R7.12.26 (購入)R8.2.27		建築部
液状化等被害住宅 修繕への支援	揺れや液状化等により被災した住宅の修繕に加え、付随する門塀や駐車場などの修繕を市独自に支援することで、被災住宅の早期復旧を支援する。	R6.1.24~			実績報告 ~R8.3.31 申請期限 R8.2.27		建築部
液状化被災宅地等 復旧への支援	地震による液状化被害を受けた宅地等の復旧費用を支援する。			説明会 R6.8.13~R9.3.31			都市政策部

基本方針

Ⅰ 生活の再建支援 – すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 –

◎すまいの再建に向けた支援

○すまいの再建

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
被災住宅 応急修理への支援	被害を受けた住宅に対し、災害救助法に基づき、被害拡大の防止を図る「緊急修理」の支援や、日常生活に必要な最小限の部分の応急的な修理（応急修理）を支援する。	R6.1.4~ 緊急修理 修理完了 支援 R6.1.31 R6.1.24~					建築部
がけ地近接等危険住宅移転への支援	がけ崩れ等の危険から住民の生命を確保するため、令和6年能登半島地震により避難指示が発令されている住宅等の移転に係る費用の一部を補助する。		R6申請受付期間	実績報告 ~R7.1.31	R7申請受付期間 実績報告 ~R8.1.31		建築部
市営住宅の無償提供 災害一時入居用 市営住宅の修繕等	一時的な住戸として市営住宅を提供する。また、市営住宅の空室を修繕し、生活をするために最低限必要な風呂釜・浴槽・暖房器具等の生活備品を設置する。			入居受入（当面の間）			建築部
賃貸型応急住宅の 借上げ	災害救助法に基づき、民間賃貸住宅を借上げ、応急住宅（みなし仮設住宅）として提供する。	R6.1.17~R7.5.31 ※申込受付終了					建築部

基本方針

Ⅰ 生活の再建支援 - すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 -

◎すまいの再建に向けた支援

○すまいの再建

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
被災者転居費への支援	被災者の円滑かつ早期の住まい再建に資するため、発災時点で居住する住宅が被災したことにより、転居を余儀なくされたものに対し、転居に要した費用の一部を支援する。		R6.3.21~R8.3.13 転居費支援				建築部
被災家屋等の解体・撤去	被災した家屋等を、生活環境保全上の支障除去及び二次災害の防止を図るため、所有者の申請に基づき、市が代わって全額公費で解体・撤去を行う。		R6.2.26~12.27 ※申込受付終了 申請受付 家屋等の解体工事	R7.4.7~6.30 申請再開(費用償還)		※申込受付終了	環境部
確認申請等 手数料の減免	地震により被災された方が新築、増築、改築又は大規模の修繕をする場合の建築確認申請等の手数料を減免する。			災害救助法が適用される期間			建築部
			R6.1.1~R6.12.27 り災証明書が一部損壊、被災届出証明書の場合				

基本方針

Ⅰ 生活の再建支援 – すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 –

◎すまいの再建に向けた支援

○すまいの再建

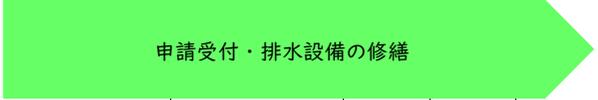
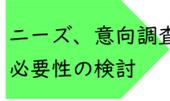
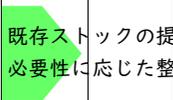
取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
被災家屋の代替家屋に対する固定資産税・都市計画税の特例	被災した家屋に代わる家屋を取得した場合、取得した家屋の固定資産税・都市計画税を減額する。	R6.1.1~R11.3.31 代替家屋の取得	※申請期限なし	取得の翌年から4年度分 特例軽減の適用			財務部
被災ブロック塀等撤去工事の補助	道路等に面するブロック塀等の倒壊等による被害を未然に防止するため、危険な状態となっているブロック塀等の撤去工事費の一部を補助する。	R6.2.13~3.29 工事完了済みの受付	実績報告 R6.2.13~R6.12.27 ~R7.1.31	工事着手前の受付			建築部
災害被災者住宅復興資金貸付金の利子補給	市内において自ら居住するための住宅の建設、購入又は補修を行うための資金の融資に係る借入利子に対して支援する。	R6.1.1~R8.12.31 住宅再建融資借入契約	R6.2.13~R14.1.31 承認申請後、毎年度交付申請兼実績報告				建築部

基本方針

Ⅰ 生活の再建支援 – すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 –

◎すまいの再建に向けた支援

○すまいの再建

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
共同排水設備 復旧への支援	2戸以上の家屋が協力して排水設備を設置・補修する場合の共同で利用する部分の工事費（市長が別に定める助成基準工事費）の4/5を助成する。（貸家等・法人は対象外）	 ※検査期限：申請受付日が属する年度の年度末					下水道部
災害公営住宅の検討	住宅を失った低額所得者の住まいの確保に向けた支援策の一つとして、災害公営住宅の必要性について、ニーズを把握し検討する。						建築部

基本方針

Ⅰ 生活の再建支援 – すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 –

◎生活の再建に向けた支援

○経済的支援

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
被災者生活再建 支援金の支給	居住する住宅が全壊する等、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、下記の支援金を支給する。 ・被害の程度に応じて支給される「基礎支援金」 ・再建方法に応じて支給される「加算支援金」 ・県と連携し、市が上乗せする「市支援金」			~R8.2.2			福祉部
災害援護資金の貸付	住宅が半壊以上か、家財に大きな被害を受けた世帯を対象に、生活の立て直しのための資金を貸し付ける。			~R7.1.31		返済	福祉部
被災世帯向け給付金	災害により被災し、新潟市市税条例の定めるところにより、住民税が全額免除される水準となった者を含む世帯を支援するため給付金を支給する。		R6.9.6~R6.10.31 受付 R6.9.30~ 給付金 支給				福祉部
こども医療費助成の 一部負担金の助成	災害で半壊以上の被害を受けた場合、または被災により失業した場合、一部負担金を払い戻す。						こども 未来部
妊産婦医療費助成の 一部負担金の助成	災害で半壊以上の被害を受けた場合、または被災により失業した場合、一部負担金を払い戻す。						こども 未来部

基本方針

Ⅰ 生活の再建支援 — すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 —

◎生活の再建に向けた支援

○経済的支援

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
ひとり親医療費助成の支給制限解除及び一部負担金の助成	<p><支給制限解除> 災害で財産価格の概ね1/2以上の被害を受けた場合、自己または扶養義務者等の所得にかかる支給制限を解除する。</p> <p><一部負担金の助成> 災害で半壊以上の被害を受けた場合、または被災により失業した場合、一部負担金を払い戻す。</p>	<p>【対象期間】 R6.1~R7.9</p> <p>相談・受付</p>	→				こども未来部
児童扶養手当の支給制限の解除	自己または扶養義務者等が災害により財産の価格（災害保険金や損害賠償金等により補填された金額を除く）の概ね1/2以上の損害を受けた場合に、自己または扶養義務者等の所得にかかる支給制限を解除する。	<p>【対象期間】 R6.1~R7.10分の手当</p> <p>相談・受付</p>	→				こども未来部

基本方針

Ⅰ 生活の再建支援 – すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 –

◎生活の再建に向けた支援

○経済的支援

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部	
母子父子寡婦 福祉資金の貸し付け (住宅資金・生活 資金・転宅資金)	住宅を建設、購入、補修、保全等をするための資金、生活の安定・継続に要する資金、住宅を建設、購入、補修、保全等をするための資金を貸し付ける。	相談・受付・審査・貸付						こども 未来部
義援金の受付・配付	被災された方に対して、市独自に受付を行った義援金を新潟市令和6年能登半島地震義援金配分委員会の協議を経て決定した基準により配付する。 別途、新潟県・日本赤十字社・共同募金会で受付した義援金を受入れ配付する。	義援金受付	配分委員会開催 義援金配付					財務部

基本方針

Ⅰ 生活の再建支援 - すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 -

◎生活の再建に向けた支援

○減免・免除

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
個人市民税・ 県民税の減免	災害により住宅・家財に被害を受け、納税することが困難になった場合に、令和6年1月1日以降に納期限が到来する令和5年度分の個人市民税・県民税を減免する。	R6.1.1~R6.5.31 減免申請の受付・決定					財務部
固定資産税・ 都市計画税の減免	災害により著しく価値を減じた固定資産（家屋・土地・償却資産）について、令和6年1月1日以降に納期限が到来する令和5年度分の固定資産税・都市計画税を減免する。	R6.1.1~R8.2.27 減免申請の受付・決定	R6.6~ 減免の通知・還付				財務部
国民健康保険料の 減免等	住家が一定以上の損害を受けた国民健康保険の被保険者の保険料を、申請により、一定期間、減免または支払を猶予する。	R6.1~R7.3 申請受付・減免実施					福祉部
国民健康保険 一部負担金の支払 猶予・免除	住家が一定以上の損害を受けた国民健康保険被保険者の、令和6年1月から12月までの医療機関等での窓口支払を猶予・免除する。	R6.1~R6.12 一部負担金の免除					福祉部

基本方針

Ⅰ 生活の再建支援 – すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 –

◎生活の再建に向けた支援

○減免・免除

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
介護保険利用料 及び保険料の免除	住家が一定以上の損害を受けた介護保険の被保険者の介護サービスの利用料及び保険料を免除する。	R6.1~R6.12 介護保険サービス利用料の免除 R6.1~R7.3 保険料の免除					福祉部
自立支援医療に係る 自己負担額の免除	住家が一定の損害を受けた自立支援医療受給者が、医療機関等の窓口で対象者である旨を申告することで、窓口負担分を免除する。		~R6.12診療分 窓口負担分免除				福祉部
障がい福祉 サービス等に係る 自己負担額の免除	住家が一定以上の損害を受けた利用者の障がい者総合支援法等に基づく障がい福祉サービス等に係る利用料等を免除する。		~R7.9サービス提供分 利用料等免除				福祉部
災害時保育 一時預かり事業補助金	地震により被災した世帯の児童が一時預かり事業を利用した際に利用料を全額免除するとともに、受け入れ施設に対して補助金を交付する。	R6.1.1~	児童の預かり R6.4.1~R6.5.31 補助金支払	R7.4.1~R7.5.31 補助金支払			こども 未来部

基本方針

Ⅰ 生活の再建支援 – すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 –

◎生活の再建に向けた支援

○減免・免除

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
災害時保育料の減免	災害により住宅等に著しい被害を受けた方を対象に、り災証明書に記載された被害の程度に応じて、準半壊以上の場合に、6か月間、保育料の全額または半額を減免する。	R6.1.12~ 保育料減免					こども 未来部
放課後児童クラブ 利用料の減免	地震により住宅等に著しい被害を受けた方を対象に、り災証明書に記載された被害の程度に応じて、準半壊以上の場合に6か月間、放課後児童クラブの利用料の全額または半額を減免する。	R6.1.12~ 利用料減免					こども 未来部
災害ごみの 処理手数料の減免	地震により破損した家屋の家財道具等のごみ処理手数料を全額免除する。	R6.1.4~R6.12.31午前		R7.1.4~公費解体完了まで ※公費解体申請者に限る			環境部
上下水道料金の減免	地震により住宅被害を受けた方及び漏水による使用量の増加があった方に対し、水道料金及び下水道使用料を減免する。	R6.1.24~R8.3.31					水道局 下水道部

基本方針

Ⅰ 生活の再建支援 – すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 –

◎生活の再建に向けた支援

○その他

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
災害弔慰金の支給	令和6年能登半島地震により死亡した方の遺族に対して弔慰金を支給する。	支給可否決定、支給 (随時) 弔慰金審査委員会開催					福祉部
避難者への食料等の支援	避難所において食料(弁当)や飲料水などを提供する。	R6.1~R6.3 弁当提供	完了				市民生活部
避難所及び公共施設への仮設トイレの設置	地震により開設した避難所や被害を受けた地域の公共施設に仮設トイレを設置する。	R6.1.2~4.25 仮設トイレ設置	完了				環境部
災害ボランティアセンターの設置	救助と災害ボランティア活動との調整をするため、西区において災害ボランティアセンターを開設する。	R6.1.3~3.31 設置	完了				こども未来部
災害時緊急スクールカウンセラーの活用	被災した児童生徒の心のケア、教職員・保護者への助言・援助等を行うため、スクールカウンセラーを緊急配置する。	R6.1~R6.3 緊急配置	完了				教育委員会

基本方針

Ⅰ 生活の再建支援 – すまいや暮らしなど、市民の生活再建を支援 –

◎生活の再建に向けた支援

○その他

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
被災者生活再建支援システムの活用	生活支援策や支援の進捗状況を記録する機能を有するシステムを活用し、被災者への支援状況を一元に管理する。	R6.1~ システム導入	R6.4.1~ 県内共同運用に参加 ~R7年度末見込				危機管理 防災局
私道の復旧への支援	被災した私道について、生活再建等に向け迅速な原形復旧を支援するため、要件を満たす私道の工事費を補助する。	R6.2.1~3.29 申請受付 1回目	R6.5.20~7.31 申請受付 2回目	R6.11.18~12.27 申請受付 3回目			土木部
						災害対応で使用	
						工事完了後 補助金交付 ~R9.3.31	

基本方針

2 生業の再建支援 — 商工業や観光業、農林水産業などの生業再建の推進 —

◎中小企業等の生業支援

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
経営支援特別融資 (能登半島地震 対応枠)	経営支援特別融資において、令和6年能登半島地震の影響により、資金繰りが悪化している又は今後悪化する恐れのある事業者を特別枠により支援する。		R6.1.16~R8.3.31 受付期間 融資期間(10年以内)				経済部
商店街環境整備事業 補助金	損壊等した商店街のアーケードや街路灯等の共同施設の復旧に係る経費の一部を支援する。		R6.3.7~R7.3.31 受付期間 補助金交付	完了			経済部
被災建物等の復旧・ 再建事業者利子軽減 事業補助金	被災した新潟市内の建物等の復旧・再建にかかる工事を請け負う中小・小規模事業者に対し、工事に必要な資金を金融機関から借入れた場合の利子相当額を支給する。		R6.4.22~R8.2.28 受付期間 補助金交付				経済部
被災中小企業向け 経営相談窓口の設置	新潟IPC財団 ビジネス支援センターに窓口を設置し、被災中小企業・小規模事業者に対する支援情報の提供や資金繰りに関する相談対応を行う。		~R7.3.31 相談対応	完了			経済部

基本方針

2 生業の再建支援 — 商工業や観光業、農林水産業などの生業再建の推進 —

◎観光産業の支援

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
北陸応援割にいがたクーポンの配布	落ち込んだ観光需要を取り戻すため、旅行代金を割り引き、観光需要を喚起する「北陸応援割」に合わせて、市内の旅館・ホテル宿泊者に対し、飲食店やお土産店などで使えるクーポンを配布するキャンペーンを行う。	加盟店登録 R6.2.26~3.6 クーポン配布 R6.3.16~4.26 クーポン利用 R6.3.16~4.30 クーポン換金 R6.5.1~5.24	完了				観光・国際交流部

基本方針

2 生業の再建支援 — 商工業や観光業、農林水産業などの生業再建の推進 —

◎農林水産業の支援

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
被災証明書の交付	被災した施設等について、被災者の申請に基づき被災証明書を交付する。		申請受付	R7.3.31 完了			農林水産部
多面的機能支払 交付金の活用	多面的機能支払交付金事業の活動組織に対し、被災した農業用施設の小規模な被災箇所の補修や復旧を、多面的機能支払交付金事業を活用し、費用を追加支援する。	R6.2.22	交付申請・補修	R7.3.31 完了			農林水産部
農業経営復旧への支援	被災した農業者に対し、営農再開や農業生産の維持を図るため、農業用ハウスや共同利用施設、農業用機械、資材庫等の復旧に係る費用を支援する。		施設、機械等復旧への支援	R8.3.31			農林水産部
農業制度資金への対策	被災した農業者が、復旧のために借り入れる農業制度資金等について利子および保証料相当額の支援や低利資金の設定をすることにより、経営の再建を支援する。		利子・保証料の支援 低利資金の設定	R6.1.1~8.31 完了			農林水産部

基本方針

2 生業の再建支援 — 商工業や観光業、農林水産業などの生業再建の推進 —

◎その他

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部	
被災届出証明書の交付	<ul style="list-style-type: none"> 被災した施設等について、被災者の届出に基づき被災届出証明書を交付する。 						被災後 3年以内	危機管理 防災局 経済部 農林水産部

基本方針

3 公共インフラ等の復旧 — 被災施設の復旧対策の推進 —

◎公共土木施設等の復旧

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
水道の復旧	配水管、給水管、浄水場等の復旧を行う。	災害査定・復旧工事		R7.3 完了			水道局
下水道の復旧	下水道施設の復旧を行う。				R8年度中		下水道部
水路の復旧	法定外公共物（水路）、その他地震被害を受けた付帯構造物の復旧を行う。						南・西区役所
道路の復旧	被災した市道や県道などについて、震災直後の応急修繕から復旧工事を行う。	被害状況調査 応急修繕 災害査定	R6.4 測量設計	R6.4~	R6.8頃~R8年度中		土木部

基本方針

3 公共インフラ等の復旧 — 被災施設の復旧対策の推進 —

◎公共土木施設等の復旧

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
公園の復旧	被害を受けた公共土木施設（公園）について、震災直後の応急修繕から復旧工事を行う。	被害状況調査 災害査定	R6.5 復旧工事	R7年度中			土木部
農業用施設の復旧	市が管理する排水機場、排水路等の復旧と農業用施設を復旧する土地改良区等への支援を行う。	応急・復旧工事 復旧工事への支援		R7年度中			農林水産部

基本方針

3 公共インフラ等の復旧 — 被災施設の復旧対策の推進 —

◎公共施設の復旧（学校・社会教育施設、文化財など）

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
市営住宅の復旧	・市営住宅(大野藤山、宮浦、川岸町、曾野木、新鯨潟)		R6年度中 緊急修繕・復旧工事				建築部
学校等施設の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・学校 ・幼稚園 ・給食センター ○坂井輪中学校 <ul style="list-style-type: none"> ・改築について 被災した南校舎の建て替えに合わせ、適正な教育環境の確保を図るため、北校舎を含めた中学校全体の改築を行う。 ・基本構想について 学校関係者や地域の方を含めた検討会を実施し、校舎改築に向けた基本方針を策定する。 	坂井輪中学校以外 緊急修繕・復旧工事	R6年度中 坂井輪中学校 ・北校舎・管理棟 …応急復旧 (R6.1~3) 復旧工事 (R7.3) ・南校舎…解体 (R6.4~9)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設校舎 …設計等 (R6.7~9) 工事 (R6.9~R7.2) ・駐車場 ・駐輪場復旧 ※復旧後供用開始予定 			教育委員会
			<ul style="list-style-type: none"> ・校舎改築・グラウンド整備 (本復旧) …基本構想・設計・建設工事 ※R12.1校舎供用開始予定 				

基本方針

3 公共インフラ等の復旧 — 被災施設の復旧対策の推進 —

◎公共施設の復旧（学校・社会教育施設、文化財など）

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
社会教育施設の復旧	・公民館 ・図書館		R6年度中 復旧工事・施設整備				教育委員会
文化・スポーツ施設の復旧	・新潟市陸上競技場・新潟市体育館 ・新潟市アイスアリーナ ・新潟市音楽文化会館 ・新潟市水族館 ・旧笹川家住宅 など		緊急修繕・復旧工事				文化 スポーツ部 区役所
社会福祉施設の復旧	・市立保育園・ひまわりクラブ ・新潟市総合福祉会館 ・坂井輪児童館 など ・被害を受けた私立保育園、介護施設等への支援		R6年度中 緊急修繕・復旧工事 私立保育園・介護施設等… 協議・実地調査・補助金交付 復旧工事の支援				こども 未来部 福祉部 区役所
自治会等集会所の復旧 コミュニティ施設の復旧	・被害を受けた自治会等集会所への支援 ・コミュニティセンターなど		自治会等集会所… 建替え、購入、修繕の支援 コミュニティセンターなど… 緊急修繕・復旧工事	R7.4.22 完了			市民生活部 区役所

基本方針

3 公共インフラ等の復旧 — 被災施設の復旧対策の推進 —

◎公共施設の復旧（学校・社会教育施設、文化財など）

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
庁舎等施設の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設等（新田清掃センター、亀田清掃センター、鏡潟クリーンセンター、舞平清掃センター、清掃事務所、舞平清掃センター附属休憩所） ・新潟市食肉センター・食肉衛生検査所 ・新潟市アグリパーク ・区役所 ・消防施設 など 		R7年度中	緊急修繕・復旧工事	西消防署寺尾出張所… 応急復旧工事	本格復旧への課題検討、 工事	環境部 農林水産部 保健衛生部 区役所 消防局

基本方針

4 安心・安全で災害に強いまちづくり — 災害に備えた防災・減災対策の推進 —

◎防災・減災対策の推進

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
災害初期対応の検証	今回の地震に対する本市における災害対応について、全庁的な課題整理を行うとともに、改善に向けた取組を検討することで、本市の災害対応の強化を図り、次の災害に備える。		R6.5~10 検証実施	R7.3 地域防災 計画改正	改善に向けた取組の 検討及び進行管理 検証結果に基づき 地域防災計画等の改正		危機管理 防災局
ICTを活用した避難所の 機能強化	津波災害警戒区域内（発災から120分未満で津波が到着する地域）の避難所等に対して、遠隔操作等によるキーボックスなどを整備する。		整備	運用			危機管理 防災局
備蓄物資の整備	発災直後における本市の想定避難者数等に応じた備蓄物資を配備する。また、令和7年度からは、女性用品や乳幼児用品等を拡充するほか、避難所の生活環境向上のため簡易ベッド等も拡充する。		購入・避難所 等へ配備	計画に基づき 購入・配備			危機管理 防災局

基本方針

4 安心・安全で災害に強いまちづくり — 災害に備えた防災・減災対策の推進 —

◎防災・減災対策の推進

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
地域防災力の向上	災害等で生じる被害を軽減するために、日頃から自治会等を主体とした自主防災組織による防災活動の支援や防災リーダー育成を推進し、地域防災力の向上を目的として、自主防災組織の結成や防災訓練の実施を支援する。 また、令和7年度からは、避難所運営委員会の設立促進及び実践力強化のため、講習会やワークショップ、模擬訓練等を実施する。		継続実施				危機管理 防災局
8区防災アクション 2024	各区において防災・減災関連事業を実施することにより、地域防災力の向上を図る。		事業実施				区役所
災害時被害情報収集事業	災害発生時の被害情報をAIを活用して、SNSなどから収集するシステムを導入し、速やかな被害情報の把握及び市民への迅速な被害情報の提供等を行う。			R7.5~	システム運用 (災害対応で使用)		危機管理 防災局
避難所運営のデジタル化	県及び県内市町村共通のシステムを導入し、避難者の入退所管理や情報共有の効率化、迅速化を図る。			R7~ システム 調達	運用		危機管理 防災局
災害時消防オペレーションシステムの導入	災害情報を「見える化」して迅速な分析と消防活動を行うためのオペレーションシステムを導入する。			R7~ システム 調達	運用		消防局

基本方針

4 安心・安全で災害に強いまちづくり — 災害に備えた防災・減災対策の推進 —

◎将来に向けた液状化対策

取り組み	取り組みの概要	R5年度 (R6.1.1~3.31)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降	担当部
液状化等に関する説明会	地震に伴う被災の概況、建物の被害に対する復旧方法、各種支援制度などについて説明会を開催。また、説明会終了後、支援制度などに関する相談ブースを設ける。		 R6.4.27 黒埼市民会館 R6.4.30 西新潟市民会館 R6.5.17 曾野木地区公民館				都市政策部
街区単位の液状化対策の実施	宅地等の被災状況について整理を行い、そのうち特に液状化による被害の調査・分析・基本設計を実施する。設計により対策が可能であると判断されたエリアについて、地元意向確認を行い、同意が得られたエリアにおいて、詳細設計及び工事を実施し、将来に向けた宅地の液状化防止対策を行う。		R6.4.1設置 	 	 		都市政策部